

大成フットボールクラブ会則

2020年3月5日改正

(総則)

- 第1条 本会則は、大成フットボールクラブの運営にあたっての規則を定めたものである。
- 2 本クラブは、大成フットボールクラブ（略称「大成FC」または「TFC」）と称し、連絡事務所は、代表者宅に置くものとする。

(目的)

- 第2条 本クラブは、少年サッカーを通じて、規律ある団体生活を経験し、運動力の向上及び健康増進と会員相互の親睦を図る中で、健全な精神と社会性を身につけることを目的とする。

(クラブ員)

- 第3条 本クラブは、さくら小学校及び近隣学区の小学校就学前の児童から小学校就学児童までの構成とする。

(スタッフ)

- 第4条 本クラブの運営にあたり、次のスタッフを置くものとする。
- ① 代表
 - ② 監督
 - ③ ヘッドコーチ
 - ④ コーチ
 - ⑤ サポートコーチ
- 2 前項スタッフは、スタッフミーティングで選出し、決定する。
- 3 スタッフは、無報酬とする。
- 4 スタッフの任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(世話役)

- 第5条 本クラブの運営を補助するため、保護者の中から次の世話役を置くものとする。
- ① 世話役責任者
 - ② 書記
 - ③ 会計
 - ④ 当番決め係
 - ⑤ イベント係
 - ⑥ 合宿係
 - ⑦ 施設係
 - ⑧ ユニフォーム係
 - ⑨ 保険係

- 2 前項世話役は、保護者間の話し合いで選出し、決定する。
- 3 世話役は、無報酬とする。
- 4 世話役の任期は1年とする。ただし、再任を妨げない。

(学年及び学期)

第6条 本クラブの学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

- 2 学年を分けて、次の区分とする。
 - ① 第一学期 4月1日から7月31日まで
 - ② 第二学期 8月1日から12月31日まで
 - ③ 第三学期 1月1日から3月31日まで

(クラブ費等)

第7条 本クラブ会員は、別に定めるクラブ費等を納めなければならない。

- 2 休会中のクラブ員からは、別に定めるクラブ費を徴収するものとする。

(入会、退会、休会、復会、除名)

第8条 本クラブの入会に際しては、入会申込書を提出する。

- 2 本クラブを退会する際は、クラブあてに退会届を提出する。
- 3 本クラブを休会する際は、クラブあてに休会を申し出るものとする。
- 4 本クラブに復会する際は、クラブあてに復会を申し出るものとする。
- 5 本クラブの秩序を乱し、本会則の趣旨に反したクラブ員は除名とする。

(当番)

第9条 本クラブは、練習及び試合の際に保護者による当番制を実施するものとする。また、遠征試合及び合宿にも付き添うことを原則とする。

(会計年度)

第10条 本クラブの会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(個人情報)

第11条 本クラブは、クラブ員の個人情報の取扱いに留意し、当該クラブ員の許可なく外部に情報を提供してはならない。ただし、各種登録時には、当該クラブ員及び保護者の許可なく個人情報を使用することができるものとする。

- 2 クラブ員は、本会の配布物、ポスター、ホームページ等に掲載された写真等について肖像権を放棄する。ただし、クラブ員の肖像権放棄を認めない保護者は、クラブに届け出るものとする。

(その他)

第 12 条 本会則に定めのない事項については、スタッフ及び世話役間で協議のうえ、決定できるものとする。

第 13 条 本クラブ活動時の選手の怪我に関してスタッフの責任は一切負わないものとする。また、チーム移動時の事故に関しても引率のスタッフ・保護者及び車の運転者の責任は一切負わないものとする。

附 則

1 本会則は、平成 27 年 3 月 21 日から施行する。

改定 1 版：2020 年 3 月 5 日

2 本会則以外に別に規約を定める必要が生じた場合は、スタッフ及び世話役間で協議のうえ、制定し、又は改廃する。